

中小企業者を応援します

ご利用ください 市の融資あっせん制度

市は、一定の要件を満たした中小企業者を対象に事業資金の融資をあっせんしています(下表)。

市が金利の一部を負担することにより、一般的なものよりも低い利率で利用できます。また、東京信用保証協会の信用保証料の2分の1を市が補助します(借換・一本化資金は補助対象外)。平成25年6月1日から次の通り、制度の充実を図りました。経営改善や安定化にお役立てください。

▼既に市の融資制度の運転資金を利用中の方を対象とした追加融資を含む借り換え「借換・一本化資金」を追加▼若年者(35歳未満)や女性の創業者を支援するために一般の創業資金よりも0・1%金利の低い「創業資金B」を追加▼商店会支援のために「商店会加入者特別資金」

中小企業事業資金融資あっせん一覧 平成25年6月1日現在			
資金種類	限度額	利用者負担(年)	返済期間
運転資金	1,000万円	1.00%	7年以内 (据置6か月を含む)
設備資金	1,500万円		
小口零細企業保証資金	1,000万円		
商工業団体事業資金	2,500万円	0.20%	10か月以内 (据置2か月を含む)
緊急特別資金	500万円		
借換・一本化資金	一本化の場合: 借換元となる融資の合計額 借り換えの場合: 借換元となる運転資金+500万円	1.625%	10年以内 (据置1年を含む)
経営革新創造資金	1,000万円	0.60%	7年以内 (据置1年を含む)
商店会加入者特別資金	1,000万円		
商業環境整備資金	(中小企業者) 1,500万円 (商工業団体) 1億円		
創業資金A	1,000万円	0.50%	
創業資金B(女性創業資金・若年者創業資金・シニア創業資金)	1,000万円		
環境配慮型事業者支援資金	1,500万円	0.40%	

ごみ処理に積極的に取り組んでいる事業所を紹介しています

市は、市民や事業所の皆さんとともにごみ減量を進めるため、市内でごみ減量とリサイクルに積極的に取り組んでいる事業所を認定する「ごみ処理優良事業所認定制度」を実施しています。昨年度から引き続き、2つの事業所の優れた取り組みを紹介します。

高島屋立川店

●段ボールのリユース(再使用) 梱包材として納入された段ボールは、自宅向け商品配送

用の梱包材などにリユースされています。

●プラスチックハンガーのリユース 衣料品の納品時に使用されるプラスチックハンガーの一部は、捨てずに洗浄され、リユースされています。

●発泡スチロールリサイクル 使用済みの発泡スチロールは、館内の溶解機でブロック状に成型され、プラスチック原料として引き取られ、再生利用されています(平成23年度実績 約5・6ト)。

付条件が異なります。くわしくはお問い合わせください。

園産業振興課・内線2645

東京ガス(株)立川ビル

●分別の徹底 事業所内のごみは15分別。裏紙利用の徹底や社員研修等による啓発を通じて分別・リサイクルを徹底しています(平成23年度資源化率 約99%)。

●社員の意識向上 ごみの減量実績を社内で公開し、社員が閲覧して、分別意識が向上するように努めています。また、事業所内のごみ箱は極力減らして一般ごみの発生抑制を図っています。

●ごみ減量推進課・内線6756

家庭ごみ戸別収集に向けて排出場所調査を実施しています

市は、11月1日から家庭ごみ戸別収集・有料化を実施するにあたり、ごみの排出場所を特定するための全戸調査を8月まで実施しています。調査では市の委託を受けた調査員が市内を巡回します。調査員が直接、ご自宅まで伺

資源とごみの収集力レンダー(7月〜10月分)を配布します

平成25年の「資源とごみの収集力レンダー(7月〜10月分)」を6月11日から全戸に配布します。資源とごみを出す日が分かる冊子ですので、大切に保管してご活用ください。

●ごみ対策課 ☎(531)517

資源物の持ち去り行為防止にご協力を

市民の皆さんが分別し、集積所に出した新聞紙などの紙類や空き缶などの資源物を、市の委託業者以外の者が無断で持ち去る行為が見られます。平成24年度、市民の皆さんから市に寄せられた目撃情報等は97件ありました。

市は定期的なパトロールなどで資源物の持ち去り行為の防止に努めています。市民の皆さんもご協力をお願いします。

●持ち去り行為者を見かけたら、ごみ対策課までご連絡ください。市の委託業者は市の名前入りの車両で収集しています。

ってお話しすることはありませんが、調査に伺った旨の文書をポスト等に投函します(戸建て住宅のみ)。

制度を円滑に移行させるため必要な調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。なお、調査員は立川市の腕章と身分証明書を携帯しています。

●ごみ減量推進課・内線6755

午前8時前に収集することはありません。

●持ち去り行為禁止の意思表示の用紙(市ホームページからダウンロード可)をご活用ください。

●集団回収や新聞販売店の実施している資源回収もご利用ください。

●ごみ対策課 ☎(531)517

「西砂からの風」を発行しています



最新号(4・5月号)

市は、ごみ減量情報紙「西砂からの風」を隔月で発行し、市のごみの現状やごみを減らすための方法、市民や事業者の皆さんが実践しているごみ減量の取り組みなどを紹介しています。

「西砂からの風」は、各自治会、市公共施設、ごみ減量地域説明・意見交換会、イベント出展時などに配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。

●ごみ減量推進課・内線6748

防災訓練にご参加を

市内各地域で防災訓練を左表の通り実施します。どなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。なお、地域防災訓練

の内容は地域によって異なりますので、くわしくは自治会の掲示板や回覧などをご覧ください。

●防災課・内線2535

平成25年度 防災訓練	
地域防災訓練	
日程	支部名(会場)
6月29日(土)	柴崎町支部(一中)
	富士見町支部(四小)
7月11日(休)	砂川支部(五中)
9月14日(土)	若葉町支部(九中)
9月15日(日)	錦町支部(七小)
9月22日(日)	羽衣町支部(六小)
10月12日(土)	富士見町支部(新生小・八中・旧多摩川小)
10月19日(土)	曙町支部(二小)
10月20日(日)	西砂支部(西砂小)
10月26日(土)	柏町支部(十小)
11月9日(土)	栄町支部(八小)
11月30日(土)	高松町支部(五小)
総合防災訓練	
9月1日(日)	幸小※

※幸町支部は総合防災訓練として実施

公開する会議日程

●農業委員会総会 直接会場

納期限を過ぎた市税の納付には延滞金がかかることがあります

納期限を過ぎてから市税を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14・6%の割合で延滞金がかかります(ただし納期限の翌日

から1か月を経過する日までの期間は4・3%(平成25年中の場合)。また、計算した延滞金額が1千円未満のときは、延滞金はありません。

●納税課庶務係・内線1240

市・都民税第1期分

納期限... 7/1(月)

●納付方法 ▶納付書を持って▶市指定金融機関(午前9時〜午後3時)▶郵便局(午前9時〜午後4時)▶市役所、各連絡所(いずれも午前8時30分〜午後5時)▶窓口サービスセンター(女性総合センター1階。月曜〜金曜日の午前8時30分〜午後8時と土曜・日曜日の午前8時30分〜午後5時。祝日は休業)の各窓口と▶市税納付書裏面に記載のコンビニエンスストアへ(バーコードがある納付書で納期限までに納めてください)▶市税は携帯電話(モバイルレジ)で納付できます。くわしくは市ホームページをご覧ください。●納税課庶務係・内線1240